

壱岐は鎌倉時代に2回、
いわゆる「文永の役」「弘安の
役」で元軍の襲来を受けました。元
軍の侵攻によって島内は戦場と化し
今でも多くの元寇にまつわる史
跡が残っています。



芦辺港に建つ少貳資時(しょうにすけとき)の像が壱岐を見守る

明けましておめでとうございます。

皆様方におかれましては、令和8年の新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より家畜保健衛生所の業務並びに家畜衛生の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、家畜衛生をめぐる情勢は、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の特定家畜伝染病が発生するリスクと常に直面しており、予断を許さない状況が続いています。このため、畜産農家並びに畜産関係者のより一層の衛生レベル向上が肝要です。特に、飼養現場におきましては、飼養衛生管理基準の徹底と恒常的な遵守を図っていただき、発生防止に努めて頂きたいと考えています。家畜保健衛生所としましても、関係機関と協力し、発生防止に努めながら、万が一の発生に備え、迅速かつ的確な初動防疫体制を強化してまいります。

また、本年度は、令和9年8月に北海道で開催されます「第13回全国和牛能力共進会」に向けて勝負の年になることから、和牛生産地の壱岐としましても、上位入賞を果たすとともに、生産基盤の強化につなげるべく、関係機関と協力しながら取り組んでまいりますので、益々のご協力を宜しくお願い申し上げます。

結びに、壱岐家畜保健衛生所では、地域農業の基盤である畜産業を下支えし、消費者の皆様へ安全・安心な畜産物を安定的に供給できるよう、所員一同、気持ちを新たに取り組んで参りますので、本年もどうぞ宜しくお願い致します。

壱岐家畜保健衛生所長 藤井 猪一郎

壱岐振興局農林水産部 壱岐家畜保健衛生所

〒811-5734 長崎県壱岐市芦辺町国分本村触1385-1 TEL : (0920)45-3031

E-mail : s13230@pref.nagasaki.lg.jp FAX : (0920)45-3386

国内における今冬の高病原性鳥インフルエンザ発生状況

今冬の国内の家きん農場における高病原性鳥インフルエンザは、昨年10月以降、7道府県9事例の発生がみられ、約268万羽もの家きんが処分されています（令和7年12月24日現在）。九州においても、宮崎県の養鶏場で発生が確認されたほか、福岡、大分、宮崎、鹿児島県の野鳥での確認も相次いでおり、本県における発生リスクは非常に高い状況にあります。

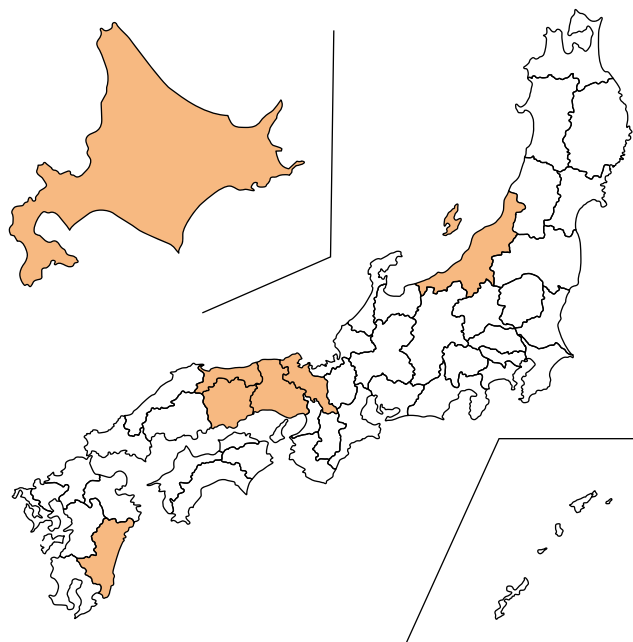
家きんを飼育されている皆様あっては、引き続き**家きん舎専用長靴の使用**、**家きん舎立入前の更衣**、**手指や長靴の消毒**、飼養衛生管理区域及び家きん舎入口の**消石灰散布**、**金網**、**壁**、**防鳥ネットの補修**等、家きん舎に本病のウイルスを入れないための対策をお願いします。

◎国内における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

<家きん農場 7道府県9事例>

（令和7年12月24日現在）

	発生地域	確認日	用途	羽数
1	北海道白老町	10/22	採卵鶏	45.9万羽
2	北海道恵庭市	11/2	採卵鶏	23.6万羽
3	新潟県胎内市	11/4	採卵鶏	63万羽
4	新潟県胎内市	11/9	採卵鶏	28万羽
5	宮崎県日向市	11/22	肉用鶏	4.8万羽
6	鳥取県米子市	12/2	肉用鶏	7.5万羽
7	兵庫県姫路市	12/16	採卵鶏	24万羽
8	岡山県津山市	12/20	採卵鶏	43万羽
9	京都府亀岡市	12/24	採卵鶏	28万羽



家きん農場で発生が確認された道県

予防対策をお願いします！

出典：農林水産省
「高病原性鳥インフルエンザ発生予防のポイント」

長靴の履き替え前後で動線が交差しないようにする。



堆肥舎・鶏糞搬出口等の開口部を塞ぐ。



敷地内の草刈りや枝の剪定を行い野生動物の隠れる場所をなくす。



家きんに異状を認めた場合は、速やかに家畜保健衛生所に通報してください。

ランピースキン病防疫対策要領の改正について

令和7年7月28日、ランピースキン病について家畜伝染病と同程度の措置を講じることができるよう制定した政令が交付・施行されたことに伴い、同病防疫対策要領が改正されました。

	旧要領（～7/27）	改正後（7/28～）
発症牛	自主淘汰を推奨	検査で陽性となった牛は殺処分（原則14日以内）
周辺農場の牛の移動制限	なし	原則として、発生農場を中心とした半径5km（発生状況により最大20km）以内の農場について、ワクチン接種が終了して21日間が経過するまでは移動禁止（と畜場への出荷は除く）
ワクチン接種	発生農場を中心とした半径20km以内の農場について接種を推奨	原則として、発生農場を中心とする半径5km（発生状況により最大20km）以内の農場に対し、緊急接種を実施（20日以内にと畜場に出荷する牛を除く）

発生農場だけでなく周辺農場への影響も大きくなります。
発生予防のために衛生害虫対策と飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

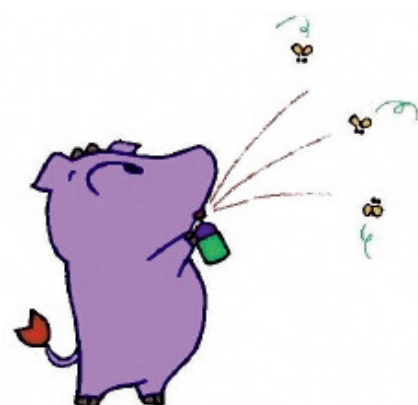


牛異常産の発生予防のために！

本県では、毎年、吸血昆虫が活動する6月から11月にかけて、牛飼養農家の協力を得て牛の異常産の原因となるアカバネウイルスやアイノウイルス、チュウザンウイルスなど8種のウイルスについて流行調査を実施しています。

今年度調査において、壱岐地域を始め調査を実施した県内全ての地域でアイノウイルスの動きが、壱岐以外の地域では牛の異常産に関与するシャモンダウイルスの動きも確認されています。また、九州各県においても同様なウイルスの動きが確認されており、今後、広範囲での流産や体形異常子牛の産出が発生する可能性が非常に高いと考えられます。

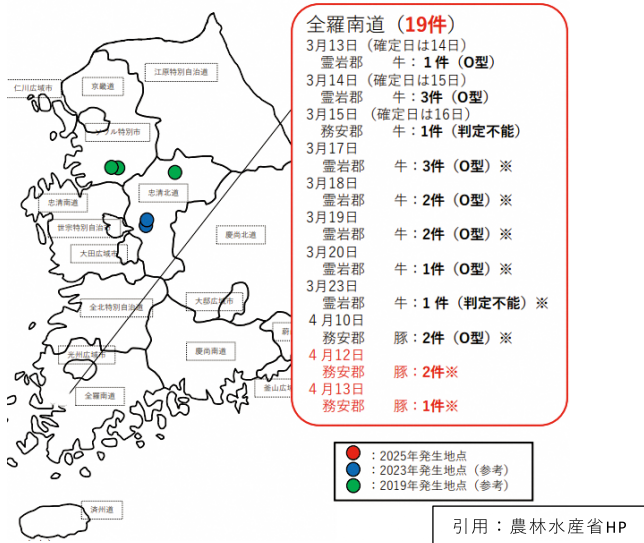
これらウイルスによる異常産の発生を予防するには、母牛へのワクチン接種が有効であり、自農場だけでなく地域全体でのワクチン接種に取組み、地域の抗体保有率を高めることにより、原因となるウイルスの増殖を抑えていくことが重要です。事故を低減し、健全な子牛生産のため、牛飼養者の皆様におかれましては、今後も牛異常産ワクチンの接種をお願いします。



口蹄疫等埋却地演習を実施しました

口蹄疫は現在日本での発生はありませんが、昨年のアジア地域においては韓国、中国、モンゴル、インド、インドネシアでの発生が確認されています。韓国では昨年の3月から4月にかけて19件発生が確認されており、日本への侵入のリスクは依然として高い状況です。

このような中、吉岐地域での万一の発生に備えて11月27日に防疫演習を実施しました。今回の演習は(一社)長崎県建設業協会吉岐支部から12名の参加を頂き、処分畜や汚染物品を埋却処分する埋却地作業に係る研修を行い、また、防護服の着脱訓練によって防疫作業の理解を深めました。



【韓国における口蹄疫発生状況】

【埋却地作業の研修】

精液と精液証明書の適正な取扱いをお願いします

和牛精液の流通については、より厳格に管理するように求められています。精液の適切な流通にご協力をお願いします。

◆精液は家畜人工授精所で保存

精液の保存場所は、家畜人工授精所の開設許可を受けた施設に限られています。ただし、精液を自己の飼養する雌畜へ注入する場合はこの限りではありませんが、以下の点にご留意ください。

◆農家間での精液の譲渡は禁止

家畜人工授精所の開設許可を受けていない方が、精液を他者へ譲渡したり、他農場の雌畜に注入したりする事は有償・無償にかかわらず違法です。

◆精液と精液証明書は常に一体

精液と精液証明書は一体で管理し、両方を適正に管理してください。万が一、精液と精液証明書が一致していない場合、その精液は利用できなくなってしまう可能性があります。



子牛を肺炎・下痢から守るため寒冷対策を！

子牛は第一胃が未発達で発酵熱を利用しにくく、皮下脂肪も薄いことから寒さへの順応が苦手です。もしも寒冷ストレスを強く受けると、発育不良や免疫力の低下を引き起こし、肺炎や下痢にかかるリスクが増大します。このため子牛の寒冷対策は特に重要になってきます。対策のポイントは適切な換気と風除け、敷料のこまめな交換、防寒着の着用などがあげられます。寒さ対策を行うとともに、咳などの症状を発見した場合には、早めに診療獣医師にご相談ください。

牛舎でできる
対策

カーフ
ジャケットや
古着で防寒

子牛を保温する
ための対策

コルツ
ヒーター

ネックウォーマーで
首を重点的に保温

- 風除け（ベニヤ板やカーテン）
→寒風を直接当てない
- 牛舎の換気
→アンモニア等を滞留させない

乾燥した敷料を厚く
敷いて底冷え解消

壱岐地域鳥インフルエンザ防疫演習を実施しました

鳥インフルエンザは今シーズンにおいても野鳥および家きんでの発生が確認されており、防疫対策上、極めて重要な伝染病です。そこで、壱岐地域での万一の発生に備えて10月22日に防疫演習を実施しました。今回の演習は、防護服の着脱訓練と鶏の殺処分作業の流れについて、座学および実地演習を行いました。殺処分作業では生鶏を用いた鶏の捕鳥、運搬、模擬鶏を用いた炭酸ガス注入、袋詰め作業を参加した皆が行い、一連の防疫作業について理解を深めました。



【捕鶏作業の様子】



【防護服の着脱】

家畜・家さんの所有者は**定期報告**の提出をお願いします

家畜伝染病予防法により、**愛玩目的（ペット）も含めて**、家畜の所有者は飼養している当該家畜の頭羽数など飼養状況等の報告が義務付けられています。対象となる家畜・家さんを1頭（1羽）でも所有している方は、毎年2月1日時点での報告をお願いいたします。

定期報告は、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用した電子での提出、あるいは紙面での提出が可能です。詳細は長崎県ホームページの杓岐振興局農林水産部衛生課に記載していますので、下記URLもしくはQRコードをご参照ください。

対象となる家畜、家さん		提出期限
家畜	牛、水牛、めん羊、山羊 鹿、馬、豚、いのしし	令和8年 4月15日
家さん	鶏、あひる、うずら、きじ、 だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	令和8年 6月15日



【長崎県HP】

長崎県HP <https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/nogyo/https-www-pref-nagasaki-jp-bunrui-shigoto-sangyo-nogyo-index-html/index.html>



電子での提出方法

これまで紙に記入し提出していた定期報告や自己点検などを、端末（スマートフォン・タブレット）から、いつでもオンラインで提出できます。

①eMAFFにアクセス

初めての方は、eMAFFの利用登録を行う。

GビズIDアカウントを登録し、GビズIDプライムを取得する。

②取得したIDにてeMAFFにログインし、飼養衛生ポータルに進む。

③飼養衛生ポータルでは、まず農場台帳登録をしてから、次いで定期報告等の飼養衛生管理に関する手続きを行う。

利用登録や操作の説明については、下記URLもしくはQRコードからアクセスください。不明な点は当所へ照会ください。

飼養衛生管理等支援システム：

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/250918.html



【飼養衛生管理等支援システム】



紙面での提出方法



当所への提出、もしくはJA杓岐市畜産部、南支所及び北支所にも定期報告の提出箱を設置しますので、ご利用ください。